

新規加入団体 登録担当者 様

同封の団体登録に関する流れを参考にお手続きをお願いいたします。

ご提出の書類を基に、東京陸協の理事会に計り、承認を得ていただく事になります。19年6月の総会で登録に関する規程が一部変更になり（別紙参照）、5名以上でも団体登録が可能になりました。

①正会員（登録人数が10名以上の団体）

申込時に入会金（1団体—50,000円）を申し受けます。承認後、日本陸連登録用紙に会員の必要事項と登録料として1人—2,600円を人数分、1団体1人の登録代表者に付き5,000円を納入して頂くこととなります。

（会員が31人以上は2人・51人以上は3人）

②准会員（登録人数が5名以上10人未満の団体）

申込時に入会金（5,000×人数分）を申し受けます。承認後、日本陸連登録用紙に会員の必要事項と登録料1人—3,100円を人数分納入して頂くこととなります。

記載は明確にお願い致します。

※加入手続きは、時期によって多少時間がかかる場合がありますので事務局までお問い合わせ下さい。

新規加入に必要な書類

- ・ 社団法人東京陸上競技協会定款
- ・ 社団法人東京陸上競技協会運営規定
- ・ 社団法人東京陸上競技協会加入申請に関する団体名称の内規
- ・ 社団法人東京陸上競技協会入会申請書
- ・ 平成 年度加入団体連絡者等の届出(様式一3)
- ・ 平成 年度加入団体連絡者等の届出(例一3)
- ・ 平成 年度予算書
- ・ 平成 年度予算書(例一1)(例一2)
- 東陸クラブ定款(例一4)

提出書類

- ・ 社団法人東京陸上競技協会入会申請書(様式1号)
- ・ 予算書
- ・ 平成 年度加入団体連絡責任者等の届け出(様式一3)
- ・ クラブの規約
- ・ 事業計画
- 会員名簿
 - ・ 【書式は特にありませんが、氏名(ふりがな)、生年月日、性別、連絡先(住所・電話番号)は必ずご記入ください。】
- ・ その他(参考資料がありましたらご提出下さい)
- ・ 書類提出時に入会金をご用意下さい
 - 正会員 ￥50,000-
 - 准会員 ￥5,000×人数分(上限50,000円)

新規加入登録団体に関する流れ

簡単ではありますが、大まかな流れです

新規加入登録希望団体

↓ 月 日 () 締め切り

事務局

↓

総務部

↓

理事会

↓

総会 月中旬～下旬予定

承認

↓

事務局より登録手続き願い書他を郵送致します。

↓

提出

↓

登録完了

様式1号

社団法人東京陸上競技協会入会申請書

平成 年 月 日

(社)東京陸上競技協会

会 長 殿

団 体 名

代表者住所

氏 名

㊟

今般、社団法人東京陸上競技協会に加入したいので、関係書類を添付のうえ申請いたします。

1. 団体の名称と事務所の所在地
2. 団体の代表者の氏名、住所、勤務先
3. 団体の事務連絡員の氏名、住所、勤務先
4. 団体の規約又は会則
5. 団体の役員の氏名、住所、勤務先の一覧表
6. 団体の事業計画（前年度・当該年度）
7. 団体の収支予算書（前年度分と当該年度の予算）
8. 団体の会員名簿（住所、氏名、職業）
9. その他 参考資料

平成 年度 予 算 書 (例一 1)

(正会員) 登録される方が 10 名の場合
 加入団体名 _____

収入の部

科 目	金 額	内 容 説 明
会費	110,000	
(または会社負担金)		
計	110,000	

支出の部 (単位円)

科 目	金 額	内 容 説 明
登 録 料	26,000	2,600円×10名
正会員会費	5,000	③参照
新規加入申込金	50,000	
競技会参加料	20,000	活動費などを 入れて下さい
雑費	9,000	
計	110,000	

- * ① 収入と支出の合計金額を合わせて下さい。
- ② 11名以上は、登録料が2,600円ずつ加算されます。
 会費及び新規加入申込金は変わりません。
- ③ 正会員会費は10名～30名が5,000円
 31名～50名が10,000円
 51名以上が15,000円

平成 年度 予 算 書 (例一 2)

(准会員) 登録される方が5名以上10名未満の場合
 加入団体名 _____

収入の部

科 目	金 額	内 容 説 明
会費		
(または会社負担金)		
計		

支出の部 (単位円)

科 目	金 額	内 容 説 明
登 録 料		3,100円×人数分
新規加入申込金		5,000円×人数分(上限50,000万円)
競技会参加料	}	
雑費		
計		

* 収入と支出の合計金額を合わせて下さい。

平成 年度 予 算 書

加入団体名 _____

収入の部

科 目	金 額	内 容 説 明
計		

支出の部（単位円）

科 目	金 額	内 容 説 明
登 録 料		
会 費		
新規加入申込金		
計		

例-3

平成 年度加入団体連絡責任者等の届け出

(平成 19年 8 月 30日届出)

(フリガナ) 団体名	東陸マラソンクラブ	会長	東陸太郎	登録 人数	10 人	〒 所在地	〒150-0000 東京都渋谷区〇〇〇〇〇〇1-2-3 TEL 03-****-****
---------------	-----------	----	------	----------	---------	----------	--

(*依頼) 団体創設年月日: 昭和・平成 19 年 8 月 1 日 東陸加入年月日: 昭和・平成 20 年 4 月 1 日

(フリガナ) 連絡責任者	東陸花子	〒 連絡先: 160-0000 新宿区△△△△△△4-5-6	自宅TEL 03-♪♪♪♪-♪♪♪♪ FAX 同上 勤務TEL
-----------------	------	--------------------------------------	---------------------------------------

正 会 員 代 表 者	フリガナ 氏名	東陸太郎	〒 住所 150-000 渋谷区〇〇〇〇〇〇1-2-3	自宅TEL 03-***-*** FAX 同上 勤務TEL
	フリガナ 氏名		〒 住所	自宅TEL FAX 勤務TEL
	フリガナ 氏名		〒 住所	自宅TEL FAX 勤務TEL

* 正会員代表者人数は、陸連登録人数により規程に基づいた人数を届け出てください。

正 会 員 代 行 登 録 者	フリガナ 氏名	東陸二郎	〒 住所 150-0000 渋谷区××××××7-8-9	自宅TEL 03-★★★★-★★★★ FAX 同上 勤務TEL
	フリガナ 氏名	東陸三郎	〒 住所 160-0000 新宿区☆☆☆☆☆☆1-2-3	自宅TEL 03-####-#### FAX 同上 勤務TEL

* 正会員代行登録者は、正会員代表者人数により2名以内の届け出をすることができます。

(変更する場合は、速やかに届け出て下さい。)

* 住所が勤務先の場合は、会社(団体)名・ビル名・所属部署等正式名称及び内線電話もご記入ください。

平成 年度加入団体連絡責任者等の届け出（正会員）

（平成 年 月 日届出）

(フリガナ) 団体名		会長		登録 人数		〒 所在地	TEL
---------------	--	----	--	----------	--	----------	-----

（*依頼） 団体創設年月日：昭和・平成 年 月 日 東陸加入年月日：昭和・平成 年 月 日

(フリガナ) 連絡責任者		〒 連絡先：	自宅TEL FAX 勤務TEL
-----------------	--	-----------	-----------------------

正 会 員 代 表 者	フリガナ 氏名		〒 住所	自宅TEL FAX 勤務TEL
	フリガナ 氏名		〒 住所	自宅TEL FAX 勤務TEL
	フリガナ 氏名		〒 住所	自宅TEL FAX 勤務TEL

* 正会員代表者人数は、陸連登録人数により規程に基づいた人数を届け出てください。

正 会 員 代 行 登 録 者	フリガナ 氏名		〒 住所	自宅TEL FAX 勤務TEL
	フリガナ 氏名		〒 住所	自宅TEL FAX 勤務TEL

* 正会員代行登録者は、正会員代表者人数により2名以内の届け出をすることができます。

（変更する場合は、速やかに届け出て下さい。）

* 住所が勤務先の場合は、会社（団体）名・ビル名・所属部署等正式名称及び内線電話もご記入ください。

平成 年度加入団体連絡責任者等の届け出（准会員）

（平成 年 月 日届出）

(フリガナ) 団体名		会長		登録 人数		〒 所在地	TEL
---------------	--	----	--	----------	--	----------	-----

（*依頼） 団体創設年月日：昭和・平成 年 月 日 東陸加入年月日：昭和・平成 年 月 日

(フリガナ) 連絡責任者	〒 連絡先：	自宅TEL FAX 勤務TEL
-----------------	-----------	-----------------------

正 会 員 代 表 者	フリガナ 氏 名	〒 住所	自宅TEL FAX 勤務TEL
	フリガナ 氏 名	〒 住所	自宅TEL FAX 勤務TEL
	フリガナ 氏 名	〒 住所	自宅TEL FAX 勤務TEL

* 正会員代表者人数は、陸連登録人数により規程に基づいた人数を届け出てください。

正 会 員 代 行 登 録 者	フリガナ 氏 名	〒 住所	自宅TEL FAX 勤務TEL
	フリガナ 氏 名	〒 住所	自宅TEL FAX 勤務TEL

* 正会員代行登録者は、正会員代表者人数により2名以内の届け出をすることができます。

（変更する場合は、速やかに届け出て下さい。）

* 住所が勤務先の場合は、会社（団体）名・ビル名・所属部署等正式名称及び内線電話もご記入ください。

東陸マラソンクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは東陸マラソンクラブと称す。

(事務局)

第2条 本クラブは主たる事務所を東京都渋谷区〇〇〇〇〇〇1-2-3に置く。

(目的)

第3条 本クラブはマラソンの普及、振興を図るとともに、市民ランナーの心身の健康づくりに寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 本クラブは第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. マラソン・ランニングの研究
2. マラソン・ランニングの指導
3. マラソン・ランニング大会及び練習会の開催
4. 機関紙等の刊行物発行
5. その他、本クラブの目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員・会友)

第5条 本クラブの会員・会友は第3条の目的に賛同する者とし、会友は総会においての議決権を有しない。

(入会)

第6条 本クラブに入会する者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えて事務局に提出する。

(会費)

第7条 本クラブに会費は会員・会友とも年間1,000円とする。

(退会)

第8条 本クラブを退会する者は事務局に文書にて届出なければならない。

(資格抹消)

第9条 本クラブは次の事由に該当する者の会員資格を抹消することができる。

1. 退会届を提出した者
2. 会費を1年以上滞納した者
3. 本クラブの規約に違反した者
4. 本クラブの名誉を傷つけた者

第4章 役員

(役員)

第10条 本クラブに次の役員を置く。

1. 代表 1名
2. 副代表 2名
3. 会計 1名
4. 運営委員会 若干名
5. 監事 2名

(運営委員会)

第11条 代表は副代表、会計、運営委員とともに運営委員会を組織し、本クラブの運営にあたる。

(監事)

第12条 監事は会務ならびに会計を監査し、総会にその結果を報告する。

(役員を選出)

第13条 役員は総会において会員のなかから選出する。

第5章 総会

(総会)

第14条 本クラブの審議、決議機関は総会とする。

第15条 総会は次の事項にしたがって開催する。

1. 定例総会は毎年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。
2. 総会は会員の2分の1以上の出席により成立する。
3. 総会の決議は出席者の過半数の賛成により成立し、賛否同数の場合は議長が決する。
4. 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業報告、および決算報告
 - (2) 事業計画、および予算案
 - (3) 役員を選出
 - (4) 規約の改廃
 - (5) その他必要事項

第6章 会計

第16条 本クラブの運営経費は会費、寄付金をもってあてる。

第17条 本クラブの会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 解散

(解散)

第18条 本クラブの解散は総会において出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

第8章 補則

(付則)

1. 本規約は平成6年4月1日から施行する。

社団法人東京陸上競技協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人東京陸上競技協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区歌舞伎町一丁目28番3号に置く。

(全国団体等との関係)

第3条 この法人は、財団法人日本陸上競技連盟及び財団法人東京都体育協会に加盟する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、東京都における陸上競技界を統括し、かつ、代表する団体として、陸上競技の普及、振興と競技力向上を図り、併せて東京都のスポーツ文化の進展と都民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 陸上競技の研究及び指導
- (2) 陸上競技の普及並びに選手強化のための講習会の開催と指導者養成
- (3) 東京陸上競技選手権大会をはじめ各種競技会の開催
- (4) 陸上競技の情報収集、提供と記録の整理保存
- (5) 機関誌並びに陸上競技の刊行物の発行
- (6) 陸上競技に関する施設設備等の整備指導
- (7) 陸上競技公認審判員の養成講習会開催と審判技術向上のための研修実績の認定
- (8) 各種競技会に対する選手及び審判員の派遣
- (9) 陸上競技の優秀選手並びに陸上競技の発展に貢献した功労者の顕彰
- (10) 財団法人日本陸上競技連盟、東京都及びその他の団体から受託するスポーツ振興事業の実施
- (11) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した10名以上の団体
- (2) 准会員 この法人の目的に賛同して入会した10名未満の団体、個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業の推進に賛同して入会した個人、団体及び法人

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申請書を会長に提出し、総会の承認を受けなければならない。この場合、会員の資格並びに入会の手続きについては、別途これを定める。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

正会員 50,000円

准会員 准会員中、別に定める規定による団体登録はその構成員数に5,000円を乗じた金額とする。

構成員数が増加した場合は5,000円/人を追加する。ただし、1正会員の入会金の上限は50,000円とする。

団体登録以外の准会員（個人登録者）の入会金納入は不要とする。

2 この法人の会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員は次の二種類の会費を納入しなければならない。

ア 年会費 一口 5,000 円

イ 構成員数に応ずる別に定める登録料

(2) 准会員は次の会費を納入しなければならない。

構成員数に応ずる別に定める登録料

(3) 賛助会員 一口 5,000 円

3 前項、第1号アに定める複数の会費口数は別に定める基準により第6条第1号に規定する団体を構成する人員数に応じて登録することができる。

4 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 正会員、准会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 会員である団体が消滅し、又は解散したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て除名することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。

(2) この法人の会員としての義務に違反したとき。

(3) 会費を1年以上滞納したとき。

第4章 役員

(役員)

第12条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 20人以上25人以内(会長1人、副会長若干名及び専務理事1人を含む。)

(2) 監事 2人

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会で選任する。

2 会長は、総会で選任する。

3 理事の選任に当たっては、第1項によるもののほか、会長は、別に定める要件の範囲内で知識経験者の中から5人以内の理事候補者を推薦し、総会の承認を経て選任することができる。

4 副会長及び専務理事は、理事会において理事の互選で選任する。

5 理事の選任に当たっては、理事の1人とその親族、その他特殊な関係にある者が理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、この法人の理事(その親族、その他特殊な関係にある者を含む。)及び職員以外のうちから選任する。

7 監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

8 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第14条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は欠けたときは会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、法人の業務を統括する。

4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は東京都教育委員会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。
- (役員任期)

第16条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第17条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び第21条に規定する正会員代表者の各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員には、その職に就任していることのみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

第5章 会議

(理事会の招集等)

第19条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会を招集するには、各理事に対し、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示して、会議の5日前までに到着するように文書をもって通知しなければならない。
- 3 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第20条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、あらかじめ通知された事項について、書面をもってあらかじめ意思を表示した者、又は他の理事を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第21条 総会は、第8条第3項に規定する正会員の会費口数に応じて、第6条第1号に規定する正会員があらかじめ登録した代表者(以下「正会員代表者」という。)をもって構成する。

- 2 前項の正会員代表者が出席できないときは、あらかじめ登録された者が代理出席することができる。

(総会の招集)

第22条 通常総会は、毎年2月及び6月に会長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 3 前項のほか、正会員代表者現在数5分の1以上から会議に付議すべき事項を示した総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、会議の都度、出席した正会員代表者の互選で定める。

(総会の議決事項)

第24条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項

- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(総会の定足数等)

第 25 条 総会は、正会員代表者現在数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員代表者を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員代表者である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(正会員への通知)

第 26 条 総会の議事の要領及び議決した事項は、正会員に通知する。

(議事録)

第 27 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 人以上が署名押印の上これを保存する。

第 6 章 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与

(名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与)

第 28 条 この法人に、名誉役員を総会の議決により置くことができる。

- 2 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じこの法人の運営について助言することができる。

第 7 章 専門部及び特別委員会

(専門部)

第 29 条 この法人には、事業執行上、理事会の補助機関として専門部を置く。

- 2 専門部の部長、副部長及び委員は、会長が任命する。
- 3 専門部の名称、目的、職務及び構成員等は、理事会が別に定める。

(特別委員会)

第 30 条 この法人には、事業遂行上、必要に応じ特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会は、会長が任命又は委嘱する。
- 3 特別委員会の名称、目的、職務及び構成員等は、理事会が別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 31 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第 32 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 33 条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 34 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 35 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎会計年度開始前に、東京都教育委員会に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第 37 条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に東京都教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 38 条 この法人が借入れをするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 39 条 第 34 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行うときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 40 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 事務局

(事務局及び職員)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局長及び職員は、有給とする。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、理事現在数及び正会員代表者の各々 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第 43 条 この法人の解散は、理事現在数及び正会員代表者の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余合計産の処分)

第 44 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び正会員代表者の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けて、この法人に類似の目的を有する公益法人寄附するものとする。

第 11 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 45 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令に

より、これに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定 款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他職員の名簿及び履歴書
- (4) 財 産 目 録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 処 務 日 誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) その他、必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類及び同項第7号の書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は5年保管しなければならない。

(細則)

第46条 この定款の施行についての規程は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、東京都教育委員会の許可のあった日（平成7年3月28日）から施行する。
- 2 この法人設立当初の会計年度は、第40条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。
- 3 この法人設立当初の理事及び監事は、第13条の規定にかかわらず、別表役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成9年3月31日までとする。
- 4 従来、東京陸上競技協会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。
- 5 改正 平成8年2月24日 第2条（事務所）

附 則

この定款は、東京都教育委員会の認可のあった日（平成16年10月30日）から施行する。

附 則

この定款は、東京都教育委員会の認可のあった日（平成19年11月5日）から施行する。

社団法人東京陸上競技協会運営規程

第1章 総則（平成7年6月24日議決）

（趣旨）

第1条 社団法人東京陸上競技協会（以下「法人」という。）定款第7条及び第10条に規定する入会及び退会、定款第29条に規定する専門部の組織、業務分掌等その他運営に関する事項については、この規程の定めるところによる。

第2章 入会及び退会

（資格）

第2条 以下の資格を備えた団体、個人はこの法人に入会できる。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する10名以上の団体で事務所を東京都内に有するもの。
- (2) 准会員 この法人の目的に賛同する10名未満の団体で事務所を東京都内に有し、かつ、団体登録を認められたもの及び都内に居住または勤務する個人。
- (3) 賛助会員 この法人の事業の推進に賛同する個人、団体、法人。

（入会の申請）

第3条 前条の(1)、(2)資格を備えた入会希望者は、別紙様式第1号により入会申請書を提出しなければならない。

（入会の承認）

第4条 会長は、前条の入会申請書を受理した場合は、理事会に諮り、理事会が適格と認めたときは、総会に提案し、承認を求めなければならない。

（定款等の遵守）

第5条 入会を認められた正会員、准会員は、法人の定款及び諸規程を遵守しなければならない。

（加入の取消し）

第6条 会長は、正会員、准会員が、この規程に定める加入要件を失ったときは、理事会の議を経て加入を取り消すことができる。

（退会）

第7条 正会員、准会員が退会しようとするときは、定款第10条の規定に基づき、別紙様式第2号により退会届を提出しなければならない。

2 会長は、前項の退会届を理事会に諮り、承認を求めなければならない。

第3章 登録

（登録）

第8条 この法人の会員のうち正会員、准会員はこの規程の定めるところにより、財団法人日本陸上競技連盟（以下「陸連」という。）に団体登録または個人登録を行うものとする。

2 正会員、准会員の構成員が加入団体の所属を変更したときは6ヵ月を経なければ、公認陸上競技大会に出場することができない。

但し、同一企業内で転勤、出向などで新・旧団体がその所属の変更をやむを得ないものと認めた場合はこの限りではない。

（団体登録）

第9条 この法人の正会員および以下の陸連規定により承認されたものは団体名の登録ができる。

- (1) 5名以上の登録者を有する団体
- (2) 日本陸連強化競技者
- (3) 陸上競技に携わる教職員
- (4) 陸上競技場に勤務し陸上競技に携わる者
- (5) その他東京陸協が強化上特に必要と推薦した者

2 団体登録は、競技会に出場する際など、競技者の所属チーム名として団体の名称を使用できる。団体登録は、会計年度毎に登録者を一括して登録・更新するものとし、同一年度内において二つ以上の団体登録はできない。

3 団体登録は、登録者に追加又は変更があった場合は、その都度速やかに届け出なければならない。

(個人登録)

第10条 東京都内に居住又は勤務する団体登録者でない准会員は個人登録とし、その所属は社団法人東京陸上競技協会（略称：東京陸協）とする。

2 個人登録者は会計年度毎にその登録を更新するものとする。

第4章 総会の正会員代表者

(登録料)

第11条 正会員及び准会員は、登録の際、若しくは更新の際、毎年、次の登録料を納入しなければならない。

(1) 正会員登録料 年額 2,600円/人

(2) 准会員登録料 年額 3,100円/人

第4章 総会の正会員代表者

(正会員代表者の数)

第12条 正会員は、次の基準により総会を構成する正会員代表者を選出しなければならない。

(1) 登録者が10名から30名までの正会員は会費1口分を納入し、正会員代表者1名を選出。

(2) 登録者が31名から50名までの正会員は会費2口分を納入し、正会員代表者2名を選出。

(3) 登録者が51名以上の正会員は会費3口分を納入し、正会員代表者3名を選出。

2 正会員は、正会員代表者が総会に出席することができない場合に備え、代理で出席できる者を2名まであらかじめ登録しておくことができる。

3 正会員の登録者が10名未満の場合（年度）、准会員の扱いとなり、正会員代表者を選出できない。

4 上記3項の会員が、再度、10名以上の登録者を有す正会員となった場合は、入会金は不要。

第5章 役員の選任

(役員を選任)

第13条 会長及び推薦理事以外の理事を含む役員を選任は別に定める役員等の選出規程による。
(会長推薦理事の任期)

第14条 会長推薦理事は、3期を超えて選任することはできない。

第6章 専門部

第15条 法人に次の専門部を置く。

(1) 会計部

(2) 総務部

- (3) 広報部
- (4) 競技部
- (5) 審判部
- (6) 記録部
- (7) 普及部
- (8) 強化部
- (9) 競技場管理部

(事務分掌)

第16条 前条に規定する各専門部の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 会計部
 - ア 一般会計及び特別会計の経理全般に関すること
 - イ 一般会計及び特別会計の決算の作成に関すること。
 - ウ 資産の管理等に関すること。
- (2) 総務部
 - ア 法人及び会長の秘書及び渉外に関すること。
 - イ 総会及び理事会に関すること。
 - ウ 団体の加入並びに除名及び退会に関すること。
 - エ 事業計画の立案に関すること。
 - オ 一般会計及び特別会計の予算編成に関すること。
 - カ 事務局の管理に関すること。
 - キ 庶務に関すること。
 - ク (財)日本陸上競技連盟、(社)東京都体育協会その他の団体及び行政機関等との連絡、調整に関すること。
 - ケ 各種顕彰に関すること。
 - コ 他の専門部に属さない事項
- (3) 広報部
 - ア 報道機関との連絡、調整に関すること。
 - イ 会報の取材、編集、印刷及び発行に関すること。
 - ウ 陸上競技の情報収集とその提供に関すること。
 - エ その他陸上競技のPR及び刊行物の発行に関すること。
- (4) 競技部
 - ア 各種陸上競技会の企画、立案及び準備、実施の全般に関すること。
 - イ 各種陸上競技会の参加者の資格の確認に関すること。
 - ウ (財)日本陸上競技連盟及び加入団体等が行う陸上競技会の共同主催、主管、後援及び協賛に関すること。
- (5) 審判部
 - ア 競技規則の研究及び周知徹底に関すること。
 - イ 審判員の養成に関すること。
 - ウ 審判技術の講習に関すること。
 - エ 各種陸上競技会の審判員の編成及び委嘱に関すること。
 - オ 他の団体からの審判員の派遣要請に関すること。
- (6) 記録部
 - ア 各種陸上競技会の記録の収集、整理及び保存に関すること。
 - イ 陸上競技の世界記録(最高記録を含む。)及び日本記録の申請に関すること。
 - ウ 加入団体の行う陸上競技会の記録の収集、報告及び保存に関すること。
- (7) 普及部
 - ア 陸上競技の研究に関すること。
 - イ 陸上競技の普及・指導に関すること。
 - ウ 陸上競技のジュニア対策(選手の選考及び派遣を含む。)に関すること。
 - エ 陸上競技のマスター対策に関すること。

オ 生涯陸上競技に関すること。

(8) 強化部

ア 競技力向上のための事業の計画及び技術指導とその実施に関すること。

イ 東京都を代表して出場する陸上競技会の選手の選考及び派遣に関すること。

(9) 競技場管理部

ア 東京都内の陸上競技場及び競走路の実態把握と連絡・調整に関すること。

イ 東京都内の陸上競技場及び競走路の用器具の整備状況の把握と指導に関すること。

ウ 東京都内の陸上競技場及び競走路の公認申請の手続等の指導に関すること。

エ 公認陸上競技場等施設・設備の研究に関すること。

(部長及び副部長)

第17条 法人の専門部に部長及び副部長を置き、法人理事がそれぞれ業務を分担する。ただし、副部長については、この限りではない。

2 専門部の部長及び副部長は、所管業務の統括と適正な執行を図る。

3 専門部の部会は、必要の都度部長が召集し、部会の座長となる。

4 部長及び副部長は、専門部相互間に関係する事項については、随時協議を行い、業務の円滑な執行を図る。

5 専門部の部長は、業務の執行状況について、必要の都度理事会に報告するものとする。

6 専門部の部会は、専務理事が出席することができる。

(部員)

第18条 法人の専門部に所管業務に応じて部員を置く。ただし、理事会が認めた場合は、置かないことができる。

2 専門部の部員は、部長及び副部長を補佐し、所管業務の処理に当たる。

第19条 専門部の部員は、専門部の構成員になるものとする。

第7章 補則

(規程の改正等)

第20条 この規程は、理事会及び総会の議決により、改正及び廃止を行うことができる。ただし、第12条及び第14条の規定の改正については、理事会及び総会において、出席者の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

(委任)

第21条 この規程に定めのない事項は、その都度理事会が定める。

付 則

この規程は議決から施行し、平成7年4月1日から適用する。

付 則

平成12年9月19日、規程の一部(第12条 会費納入)を改正し、平成13年4月1日から適用する。

付 則

平成13年6月30日、規程の一部(第11条 登録料及び登記料)を改正し、平成14年4月1日から適用する。

付 則

平成19年6月23日、規程の一部(第2条 資格)、(第3条 入会の申請)、(第5条 定款の遵守)、(第6条 加入の取消し)、(第7条 退会)、(第8条 登録)、(第9条 団体登録)、(第10条 個人登録)、(第11条 登録料)、(第12条 正会員代表者の数)、(第17条 部長、副部長)、(第18条・第19条、部員)を改正し、平成19年6月23日から適用する。

社団法人東京陸上競技協会加入申請に関する団体名称の内規

運営規程に基づく加入申請の団体名称については下記の条件を満たすこととする。

記

- 1 名称の字数 字数は15字以内を原則とし、略称を付すこと。
- 2 使用文字 文字は、日本の学校教育（義務教育）で使用されているものとし、「常用漢字」「平仮名」「カタカナ」「ローマ字」「算用数字」の使用を原則とする。
- 3 団体の区分
 - (1) 地域団体……区郡市町村を単位とし、その地域の陸上競技クラブ並びに愛好者を統括した団体
 - (2) 職域団体……企業や官公庁等の職場を単位とし、その職場に勤務する陸上競技愛好者を統括した団体
 - (3) 一般団体……地域や職場以外の、大学OB会や都内の陸上競技愛好者をもって構成した団体
- 4 区分別の条件
 - (1) 地域団体……区郡市町村に「陸上競技協会」を付す。
 - (2) 職域団体……企業や官公庁等の職場名または略称に「陸上競技部またはそれを表す文字」を付す。
 - (3) 一般団体……陸上競技にふさわしい名称、意味が明瞭な名称またはその略称を使用する。出来るかぎり「陸上競技クラブまたはそれを表す文字」を付す。
- 5 その他の条件
 - (1) 職域団体では、商品名は使用しないこと。
 - (2) 一般団体では、個人名や施設名等すでに他の目的で使用されている名称のみを使用しないこと。
 - (3) 略称は、明確な意味があり、かつ一般的な使用がされているもののみとする。
 - (4) 「読みにくい」「間違いやすい」名称は、使用しないこと。なお、やむえない場合は読み仮名を付けて申請すること。
 - (5) 政治団体、宗教団体の名称はその活動とみなされるので使用しないこと。
- 6 付 則 この内規は、平成8年5月10日から施行する。